

第2章 教員の身分・ サービス・福利厚生

1 教員の身分

公立学校の教員は、その学校を設置する都道府県又は市町村の公務員の身分を有する。千葉県立学校の教員は千葉県の公務員であり、市町村立学校の教員は当該市町村の公務員である。

(1) 教員としての身分

公立学校の教員は、地方公共団体の教育活動に従事する地方公共団体の公務員であり、地方公務員法（以下「地公法」という。）の適用を受けることになる。

一般に、地方公務員はその所属する地方公共団体の機関によって任用され、その団体の事務に従事し、その団体から給与を受けることが原則である。しかし、市町村立学校の教員の給与については都道府県が負担することとされ、その任命権も都道府県教育委員会に属し、市町村教育委員会がそのサービスを監督するものとされている。この特例は、教育が一定の水準を維持して適正に行われるように、教員の給与について市町村ごとの格差をなくすとともに、教員の配置及び人事交流を適正かつ円滑にすることを意図しているものと考えられる。

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する職責を有するものであり、その地位と責任は他に比して極めて特別なものと考えられるため、その任免、分限、懲戒、サービス、研修等については、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）により公務員制度の枠内で一般の公務員と異なる取扱いを受けている。

とりわけ研修については、一般公務員の場合が「勤務能率の発揮及び増進」のためであるのに対し、教育公務員の場合は「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とさ

れ、また、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第21条及び第22条）とされている。

(2) 教員の身分保障等

教員が、安んじてその職責遂行に専念するためには、その身分が保障されていなければならない。そのため教特法に定められている以外に地公法では各種の身分及び生活保障の規定を設けている。

ア 法律で定められた場合以外はすべて平等に取り扱われる。

イ 一定の事由がなければ、意に反して分限処分（降任、免職、休職、降給）又は懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）を受けることはない。

ウ 不利益な処分を受けたときの救済制度がある。

エ 給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定められ、一般社会情勢に応じた改善が行われる。また、これらについての措置を要求することができる。

オ 公務上の災害を受けたときは補償される。

カ 職員団体を結成し、勤務条件改善のため、当局と交渉できる。

キ 労働基準法の規定の大部分が適用され、基準を下回らない勤務条件が定められる。

ク 福利厚生、退職手当、年金等についての制度がある。

2 教員のサービス基準

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。（憲法第15条第2項）

(1) 「全体の奉仕者」としての教員

上記の憲法の条文を受け「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、

全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と地公法第30条にも示されている。これを受けて、特に教員はその職務上、いくつかの服務上の制約を理解し、遵守しなければならない。

(2) 職務上の義務

ア サービスの宣誓（地公法第 31 条）

サービスの宣誓は、公務員になることを受諾したことによって生じた職員の服務義務に従うことを住民に対して宣言する行為である。

新たに本県の職員として採用された者は所定の宣誓書に署名押印をしてからその職務を行うものとされている。

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）

「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされている。

学校では、校長、副校長、教頭及び主幹教諭が上司にあたり、通常、上司から発せられる職務上の命令（主幹教諭は校長から任された校務の一部に限る）は「職務命令」とよばれている。この命令は、訓令、通達の形式をとるもの、又は個別に文書で発せられるもの、あるいは口頭によるものがある。

ウ 職務に専念する義務（地公法第 35 条）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とされている。職員は割り振られた勤務時間中及び時間外勤務命令を受けている時間中は職務に専念しなければならない。

また、勤務時間中であっても法律又は条例で特に定めた場合に、例外措置として職務に専念する義務が免除されることがある。この場合においても、公務優先の原則に従い、公務の能率的な運営に支障がないと認められる場合に限り、校長又は教育委員会等の承認が必要である。

(3) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（地公法第 33 条）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」とされている。公務員は全体の奉仕者であって、公共の利益のために勤務する立場にあり、高度な倫理性が要求される。信用失墜行為の禁止について、教員においては職務の性質上、更に厳格に解されることになる。

教員の行動が、勤務時間外の個人的なものであっても、その職にふさわしくないものとみなされる場合は、この規定に該当する。児童生徒に大きな影響を与えるだけでなく、学校教育に対する信頼を裏切ることになるため、日常の行動には十分な自覚が必要である。

イ 秘密を守る義務（地公法第 34 条第 1 項）

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされている。

秘密とは、個人的なもの、公的なものであることを問わず、一般的に知られていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。職務に関することを一般に知らせる場合には、特定の個人や地方公共団

体がどのような不利益を受けるかを十分考慮しなければならない。

ウ 政治的行為の制限（教特法第 18 条）

教員の政治的活動については、職務の性格上、他の公務員に比し、より強い制限が加えられている。大別すると、学校教育における政治的中立の要請、全体の奉仕者たる公務員の政治的中立の要請、公正かつ適正な選挙の確保の要請がある。

公立学校に在職する教員は、地公法第 36 条の規定によらず、国家公務員法第 102 条及び人事院規則 14－7 の定めるところによって、政治的な目的をもつ一定の行為が禁止されている。政治的行為の制限は教育公務員以外の地方公務員の場合と異なっており、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものである。

また、教育基本法第 14 条第 2 項には、学校が特定の政党を支持し、又はこれに反対するために政治教育その他政治的活動をしてはならない旨が規定されている。義務教育諸学校等における教育の政治的中立の確保を図るため特別の法律が制定されていること、公職選挙法には教育者の地位を利用した選挙運動の禁止が規定されていること等、注意を要する。

エ 争議行為等の禁止（地公法第 37 条第 1 項）

「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」とされている。

このような争議行為等の禁止に見合う代償措置として、給与、勤務時間等

の勤務条件については、公平な第三者機関である人事委員会が適当な勧告、必要な勧告をすること等と規定されている。

オ 営利企業への従事等の制限（地公法第 38 条）

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。」とされている。教員の場合は、特に教育委員会が認めた場合には、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができる（教特法第 17 条）が、家庭教師、予備校又は塾等の講師に従事することは教育に関する他の職とは認められず、厳に禁止されている。

3 服務に関するきまり

(1) 勤務時間等

ア 勤務時間

教員の勤務時間は、地公法第 24 条第 5 項の規定により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）及びこれに基づく学校職員の勤務時間等に関する規則（以下「学校職員の勤務時間規則」という。）で定められている。学校職員の勤務時間規則では、勤務時間

は、1週間当たり38時間45分と定められている。また、この割振りについては、一般職員と比較して勤務の態様が特殊であるため、県下一律に規定せず、校長が、原則として月曜日から金曜日までの5日間において1日7時間45分となるよう割り振ることとしている。

イ 週休日

日曜日及び土曜日は勤務時間を割り振らない日で週休日としている。

ウ 振替等

校長が、学校運営上特に必要と認める場合は週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更を行う。この場合、新たに勤務することとなる日を起算日とする前4週間後8週間以内にいわゆる振替週休日が与えられることになる(学校職員の勤務時間規則第5条第1項及び第2項)。

また、週休日に千葉県教育委員会の規定する勤務(部活動指導、千葉県教育委員会が指定する大会の生徒引率業務、千葉県教育委員会又は市町村教育委員会が必要と認めて行う土曜日授業等)を命じられた場合は、前8週間から後16週間の長期休業日等に週休日の振替ができる(学校職員の勤務時間規則第5条第3項)。

エ 休憩

1日の勤務時間の途中において45分の休憩時間が置かれる(学校職員の勤務時間規則第6条)。

オ 休日

学校職員の勤務時間規則第10条で次の日が「休日」と定められ、特に勤務することを命ぜられる者を除き、勤務することを要しない日とされている。

(ア) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

なお、臨時又は緊急にやむを得ない必

要があり、休日に勤務を命じられたときは、別の日に代休が与えられる。

(2) 休暇

休暇については、勤務時間規則に詳細に規定されているが、勤務時間条例で給与が減額されると定められている看護休暇、組合休暇等を除き給与が支給される。

職員は、休暇を取得しようとするときは、事前に所定の手続により、校長等に請求しなければならない。所定の手続きを経ず勤務しないときは「欠勤」として扱われ、給与の減額などの措置がとられることがある。また、病気等のやむを得ない理由で定められた出勤時刻までに出勤することができない場合は、直ちに校長、副校長又は教頭に連絡しなければならない。しかし、この届出は、緊急の場合のものであり、直ちに休暇が承認されたものとして解してはならない。このような場合には、改めて事後に正規の休暇請求の手続をとらねばならず、その事情によって例外的に事後承認が行われることとなる。

以下、休暇の種類ごとに若干の説明をする。

ア 年次休暇(勤務時間条例第12条)

この休暇は、週休日や休日のほかに、毎年一定の有給休暇を与えることによって職員の心身の疲労回復と労働力の維持培養を図ることを目的として設けられているもので、その利用目的を問われない休暇である。

勤務時間条例で定められている年次休暇は、1の年度につき20日とされている。

この休暇は、当該職員の請求により、与えられるが、請求の時季に休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げることとなる場合には、他の時季に変更して与えられる(勤務時間条例第12条第6項)。

イ 療養休暇(勤務時間条例第13条)

この休暇は、負傷又は疾病により、勤

務することができない職員に対し、安心して療養に専念させるために与えられる休暇である。休暇期間の限度は、療養に要する必要最小限度の期間とされている。

療養休暇を受けるに当たっては、傷病の事実及び療養に要する期間が8日以上の場合には医師の診断書等を必要とするが、7日以内のときは診断書の提出を必ずしも必要としない。

また、この休暇は当該職員の請求があった場合、校長の承認により与えられる。

さらに、勤務への復帰については、一般の疾病の場合は本人の判断でできるが、結核性の疾病又は精神・神経性疾患の場合は医師の診断書等を教育委員会に提出して、その指示によらなければならない。

そして、傷病が公務災害とされた場合は原則としてこの休暇により給与を減額される等の不利益な取扱いを受けることはない。

なお、その補償については、地方公務員災害補償法によっておこなわれるが、詳細は省略する。

ウ 特別休暇（勤務時間条例第14条）

この休暇は、次のような事由に該当する場合、校長の承認により与えられる休暇である。

- (ア) 本人の責に帰しがたい不可抗力の事故等によって勤務につくことができない場合であって、勤務を強制することが不合理と認められるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断、非常災害又は交通機関の事故等による交通遮断）
- (イ) 社会慣習上、職務専念義務を免除することが社会感情に合致するもの（天災による住居の破壊、父母、配偶者及び子の祭日、忌引、結婚、選挙権等の行使）

- (ウ) 勤務者として、勤務に従事しないことについて正当性が認められると規定されたもの（女性職員の生理、妊娠中の健康診査、つわり、出産、育児、男性職員の育児参加、夏季、子育て、短期看護、ボランティア活動に参加するための休暇、不妊治療に係る通院のための休暇等）

エ 看護休暇（勤務時間条例第15条）

この休暇は、職員の配偶者、二親等以内の親族等で負傷、疾病又は老齢により看護が必要と認められる者がいる場合に与えられる休暇であり、勤務しなかった時間について、勤務時間当たりの給与が減額される。

また、これは要看護者一人につき通算して3年を超えない範囲内で、1の期間（やむを得ないと認めるときは、2又は3の期間）において、あらかじめ、休暇とする日又は時間を特定して、次の態様で与えられる。

- (ア) 1日を単位とするもの
- (イ) 30分を単位とし、1日を通じて4時間を限度とするもの
- (ウ) (ア)及び(イ)を併用するもの

オ 子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の2）

この休暇は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない場合に承認される休暇である。この休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる休暇であり、勤務しない場合には、給与が減額される。

カ 組合休暇（勤務時間条例第16条）

この休暇は、職員が校長の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するための休暇である。この休暇は、活動等に要する最小限度の期間（1の年

度を通じ 30 日以内) とし、休暇の単位は、1 日又は 1 時間であり、勤務しなかった時間に係る給料及び調整手当については減額される。

なお、これらの休暇は、原則として 1 日あるいは時間を単位に与えられるが、療養休暇、特別休暇(結婚による特別休暇、リフレッシュ休暇を除く)、看護休暇の休暇日数の計算については、週休日又は休日をはさんで与えられた場合、休暇の初日から終わりの日までが通算される(勤務時間規則第 18 条第 11 項)。

(3) 育児休業・育児短時間勤務・部分休業等

育児休業は「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、産後 8 週間の休暇が終わった後、子を養育する職員(男女を問わず)の請求により、子が満 3 歳に達するまでの期間を限度として、原則子 1 人につき 2 回まで(男性職員はこの出生日から 8 週間までの間分割して 2 回取得も可能)育児のための休業を任命権者が承認するものである。

育児短時間勤務は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の請求により勤務時間を軽減する制度である。

育児短時間勤務の勤務形態には、週 19 時間 25 分勤務のほか 3 種類があり、給料は、勤務時間に応じた額となる。

また、任命権者(県費負担教職員は、市町村教育委員会)は職員が請求した際、公務の運営に支障がないと認めるときは、小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校就学の始期から満 9 歳に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しない(部分休業又は子育て部分休暇)ことを承認することができる。

なお、休業中は無給となるが、地方公務員等共済組合法により、育児休業手当金が支給される(育児休業手当金について

は、福利厚生制度の概要を参照)。

(4) 時間外勤務

時間外勤務とは「正規の勤務時間を超える勤務」「休日の勤務」等をいう。この時間外勤務については原則として命じないこととされているが、生徒の実習、学校行事、職員会議又は非常災害時で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合は、時間外勤務を命ずることができることとされている(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 7 条)。

また、時間外勤務に対しては、一般職員と異なり、時間外勤務手当は支給されない。教員の場合は、時間外勤務の計測が困難な職務従事の実態があること等、特殊な事業があるため、一般職員と同様の制度の下におくことが適当ではないと考えられているためである。

代わりに、勤務時間の内外を問わず包括的に教職調整額が支給されている。また、修学旅行引率、時間外の部活動従事等特殊な業務に従事した場合に支給される教員特殊業務手当の制度がある。

(5) 研修

教員が研修を行う場合、その態様から三つに分けることができる。

ア 研修が「勤務そのもの」として校長の命令によって勤務時間中に行われるもの

イ 職務専念義務が免除されて行われるもの

ウ 教員の自主的な研修として勤務時間外に行われるもの

このうちイについては、教特法第 22 条第 2 項の規定により、授業に支障がなく、本属長(校長)の承認が得られたときは、職務専念義務が免除される。したがって、この承認を受けたときは、勤務時間中においても、学校を離れ研修を行うことが

できる。

なお、職務専念義務免除による研修を行うおうとする場合には、事前に「研修承認願」を校長に提出し、その承認を受けなければならない。研修終了後は、「研修報告書」を校長に提出しなければならない。

また、場合によっては、職務専念義務免除の承認が取り消されることもある。

(6) 職員団体のための職員の行為の制限

教員は、勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織された団体に加入し、脱退することができ、これに加入しようとしたこと又はその団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いを受けることはない(地公法第52条、同法第56条)が、条例で定める場合を除き給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い、又は活動してはならないものとされている(地公法第55条の2)。

給与を受けながら特例として、これらが認められているのは、次の場合又は期間である(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例)。

- ア 職員団体の執行機関から当局との適法な交渉についての委任を受け、県若しくは市町村教育委員会又は校長による職務専念義務の免除が承認されたとき
- イ 国民の祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日
- ウ 休日の代休日
- エ 年次休暇
- オ いわゆる在籍専従以外の理由で休職しているとき

(7) 大学院修学休業

教員は、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書に、取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の写し及び在学しようとする大学院の課程等において

専修免許状の取得に必要な単位が修得できることを証する書類を添えて、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(8) 修学部分休業

教員は、地公法第26条の2の規定による修学部分休業の承認を受けようとする場合は、修学部分休業承認申請書に、教育施設の入学を証明する書類(合格通知の写し、教育施設が発行する入学証明書等)を添付して、原則として修学部分休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(9) 高齢者部分休業

教員は、地公法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとする場合は、高齢者部分休業承認申請書を原則として高齢者部分休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(10) 自己啓発等休業

教員は、地公法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認を受けようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書に、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務する意思があることを確認するための確認書を添付し、自己啓発等休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(11) 配偶者同行休業

教員は、地公法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けようとする場合は、配偶者同行休業承認申請書に、配偶者の外国滞在事由が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務

する意思があることを確認するための確認書等を添付して、原則として配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

※「服務に関するきまり」については、この他に例外規定もあるので、関係条例及び規則等を参照すること。また、その根拠法令、内容等が改正されることもあるので、関係通知に注意すること。

4 福利厚生制度の概要

(1) 地方公務員の福利厚生制度

地方公務員の福利厚生制度は、職員の生活の安定と福祉の増進を図ることにより、公務の能率的運営に資することを目的としている。

公立学校教職員に対する福利厚生事業は、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法等に基づき千葉県教育委員会、公立学校共済組合千葉支部及び(一財)千葉県公立学校教職員互助会の三者が連携して実施している。

主な事業は次のとおりであり、財源は県費、組合員の掛金・地方公共団体の負担金等及び会員の会費により賄われている。

ア 県事業

教職員住宅、退職手当、公務・通勤災害、児童手当、財形貯蓄・確定拠出年金等

イ 公立学校共済組合事業

保健給付、休業給付、災害見舞金、年金、厚生事業、宿泊施設、貸付事業等

ウ (一財) 千葉県公立学校教職員互助会事業

短期給付事業、福祉事業、退職慰労金事業、貸付事業等

(2) 事業の概要

ア 県事業

(イ) 教職員住宅

教職員住宅は廃止が決定しているため、現在、入居者を募集していない。

(イ) 退職手当

勤続6月以上の教職員が退職した場合、県条例に基づき退職手当を支給する。死亡退職の場合は、その遺族に支給する。

(ウ) 公務・通勤災害

教職員が公務遂行中または通勤途上に負傷したり、公務に起因して病気になったりしたときは、地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金が療養の補償などを行う。

(エ) 児童手当

原則として、教職員が高校生年代までの児童を養育している場合は、児童手当として児童1人につき月額15,000円(3歳未満)又は10,000円(3歳以上)(第3子以降の場合は30,000円)を支給する。

(オ) 財形貯蓄・確定拠出年金

生活の安定、資産づくりや住宅取得のため、一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄・確定拠出年金を実施している。

イ 公立学校共済組合の主な事業

公立学校の教職員は、採用された日から公立学校共済組合(千葉支部)の組合員となり、共済制度の適用を受けることとなる。

また、組合員は、配偶者及び3親等内の親族に扶養すべき事実が生じた場合、共済組合に届出をして被扶養者としてすることができる。

(ア) 保健給付

a 療養の給付

組合員

公務によらない病気又は負傷で、病院等にかかったときは、総医療費(月・病院を単位とする。)の3割を自己負担し、残りは共済組合が負

担する。

なお、自己負担額が自己負担限度額（所得区分に応じて異なる。）を超えたときは、その超えた額を高額療養費として支給する。

また、自己負担額が25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合は50,000円）を超えたときは、超えた額を一部負担金払戻金（100円未満切捨て）として組合員に支給する。

被扶養者

病気又は負傷により、病院等にかかったときは、総医療費（月・病院を単位とする。）を年齢に応じて2～3割を自己負担し、残りは共済組合が負担する。高額療養費については、組合員と同様。

さらに、自己負担額が25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合は50,000円）を超えたときは、その超えた額を家族療養費附加金（100円未満切捨て）として組合員に支給する。

b 出産費

組合員・被扶養者

500,000円又は488,000円に附加金50,000円を加えた額を支給する。
（双生児以上を出産した場合には、産児ごとに出産があったものとして支給）

※産科医療補償制度対象分娩の場合に、500,000円を支給する。

c 埋葬料

組合員

組合員が公務によらずに死亡した時、50,000円に附加金25,000円を加えた額を被扶養者等に支給する。

被扶養者

50,000円に附加金25,000円を加えた額を組合員に支給する。

(イ) 休業給付

a 傷病手当金・傷病手当金附加金

組合員が公務によらない病気又は負傷で勤務しなかった期間1日につき、標準報酬日額×2/3を最長2年間（手当金1年6か月・附加金6か月）支給する。

ただし、報酬が支給されている場合はその額を、その他の給付が行われている場合又は障害厚生年金等が支給されている場合は、その額を控除した額となる。

b 出産手当金

出産のため勤務できず、報酬を受けなくなったとき、出産日（出産日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合にあつては98日）出産日後56日の間、1日につき標準報酬日額×2/3の額を支給する（出産の予定日後に出産した場合は、出産予定日の翌日から出産の日までの期間を含む。）。

c 休業手当金

組合員が一定の事由により欠勤したとき、欠勤した期間1日につき標準報酬日額の50/100に相当する額を支給する。

ただし、報酬が支給されている場合は、その額を控除した額となる。

d 育児休業手当金

組合員が育児休業を取得したとき、育児休業開始日から180日間に限り1日につき標準報酬日額×67/100の額を支給する。

また、181日以降については、1日につき標準報酬日額×50/100の額を支給する。

なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。

支給期間は、次のとおり。

- ・ 原則、育児休業を取得した期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間

- ・ 組合員の養育する子について、組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前に育児休業をした場合に組合員が育児休業をしたときは、出生の日及び産後休暇を含め、1年を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日までの期間
 - ・ 総務省令で定める場合に該当するときは最長2歳に達する日までの期間
- e 育児休業支援手当金
組合員及びその配偶者が対象期間内に育児休業を取得した場合、28日を限度として1日につき標準報酬日額の13/100に相当する額を支給する。
なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。
- f 育児時短勤務給付金
組合員が2歳未満の子を養育するため育児短時間勤務をしている場合、支給対象月に支払われた報酬の額の原則10/100を支給する。
- g 介護休業手当金
組合員が要介護家族及び要介護者を介護するために看護休暇を取得した場合、66日を限度として1日につき標準報酬日額×67/100の額から、勤務しなかった期間に支払われた報酬の額を控除した額を支給する。
なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。
- (ウ) 災害見舞金
組合員が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき、災害程度に応じて、標準報酬月額0.5月分～3月分の範囲内で支給する。
- (エ) 年金（長期給付）
一般組合員が退職し支給開始年齢に達した場合、障害状態となった場合及び一般組合員が死亡した場合の本人及び遺族の生活の安定を図ることを目的とする。
- a 老齢厚生年金
被保険者期間等が原則10年以上で、支給開始年齢に達している者に支給する。
- b 障害厚生年金又は障害手当金
一般組合員である間に、初診日のある傷病により一定程度以上の障害状態となった者に支給する。
- c 遺族厚生年金
一般組合員が死亡した場合又は老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者が死亡した場合に、遺族要件を満たす配偶者・子などに支給する。
- (オ) 厚生事業
教職員の保健・保養・教養の向上等を図る厚生事業は、時代の要請と教職員の要望等に応えるため、毎年事業を見直し、効果的な運営に努めている。
中でも、教職員の健康管理事業を重点的に実施しており、人間ドック、関東中央病院人間ドック、血液検査、前立腺がん検診、大腸検診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、胃検診、歯科健診、予防接種、脳ドック、特定健康診査・特定保健指導及びメンタルヘルス相談、健康ポイント事業等の事業を行っている。
その他の事業としては、宿泊保養施設利用補助、指定遊園・施設利用補助等を実施し、教職員の元氣回復に努めている。
- (カ) 宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊施設は、組合員とその被扶養者の保健、保養又は教養のため本県を含め、全国に33の施設が設置されている。

本県には千葉市中央区千葉港の京葉線千葉みなと駅前に「ホテルポートプラザちば」が設置されており、組合員に対し、宿泊、会議、宴会の補助を行っている。

(キ) 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合には、その使途により次のような貸付制度がある。

a 貸付けの種別及び限度額等

貸付種別	貸付限度額	使 途
一 般 貸 付 け	200 万円	組合員が臨時に必要とする資金
特 別 貸 付 け	給料月額×3/10 ×残任期月数 ※ただし 200 万円まで	再任用組合員等が臨時に必要とする資金
住 宅 貸 付 け	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額 ※ただし、1,800 万円まで	自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修するための資金
住 宅 災 害 貸 付 け	住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額 ※ただし、1,900 万円まで	自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするための資金
介護構造部分に係る貸付け	300 万円	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするための資金
教育貸付け	550 万円	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小中学校、高校、大学等(幼稚園、教育課程の修業年限が1年未満の教育機関を除く)に入学又は修学するための資金
災害貸付け	200 万円	水震火災その他の非常災害を受けた場合の資金
医療貸付け	120 万円	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるための資金
結婚貸付け	200 万円	組合員又はその子が結婚をするための資金
葬祭貸付け	200 万円	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うための資金
高額医療貸付け	高額療養費相当額	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の

貸付種別	貸付限度額	使 途
		対象となる療養を受けるための資金
出 産 貸 付 け	出産費又は 家族出産費相当額	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のための資金

b 貸付けの制限

組合員期間が貸付けの申込月まで6か月に満たない場合は貸付けを受けることはできない。また、この他にも生活費や借金返済(クレジットカード一括払いを含む)、投機的理由で申し込むことはできない等、いくつかの制限がある。

ウ (一財) 千葉県公立学校教職員互助会事業

互助会では、会員の“相互扶助”の精神に基づき、各種事業を実施している。

教職員として採用され、公立学校共済組合員になった者及び共済組合員以外でも互助会が認めた者は、互助会に加入申込みを行い、会員となることができる。

(任意加入)

(ア) 短期給付事業

a 入院費補助金

会員又は会員の被扶養者が療養のため入院したときに、会員は1日につき500円、被扶養者は1日につき300円を給付する。(事業年度内を通算して180日まで)

b 出産見舞金

会員又は会員の被扶養者が出産したときは、10,000円を給付する。

c 育児補助金

会員又は会員の被扶養者が出産し、引き続き育てるときは、16,000円を給付する。

他に妊婦健康診断補助金、弔慰金、長期療養者見舞金等の給付あり。

(イ) 福祉事業

a 結婚祝金

会員が結婚したときは、1回に限り40,000円を給付する。

b 人間ドック等補助金

会員又は会員の被扶養者が健康の保持・増進のため指定医療機関で人間ドックを受けたとき、年度内1回に限り補助をする。

また、脳ドックは、3年度に1回補助をする。(再任用会員を除く。)

c 予防接種補助金

会員がインフルエンザの予防接種を受けたとき、共済組合からの補助と合わせ、年度内1回に限り2,000円を限度に給付する。

d 福祉施設利用補助金

会員又は会員の被扶養者が互助会の指定した宿泊施設を利用したときは、1泊(1,000円以上の支払)につき1,000円を給付する(同一施設連泊時は2泊まで)。

他に、入学祝金、看護休暇給付金の給付あり。

e 長期会員慰労旅行助成

会員期間年数に応じて、10年以上で10,000円、20年以上で20,000円、30年以上で20,000円の旅行券を配付する。(再任用会員を除く。)

f チケット助成

千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットやオーケストラのコンサートなどのチケットについて、希望者を募って抽選し配付する(会員負担金あり)。

他にローソンチケット(ローチケビズ+)を利用できる。

(ウ) 退職慰労金事業

会員が退職したときに、会費の1/2を積立てた退職慰労金を返還する(再任用会員を除く)。

(エ) 貸付事業

会員が資金を必要とするときは、それぞれの目的に応じた貸付制度(一般貸付100万円等)がある。

*会員期間が1月未満・新規採用等の条件付き採用期間中は不可
その他、観劇・レンタカー・引越・宿泊・ライフサポートサービスなど、一般価格より割引いた価格で利用できる各種あっせん事業も実施している。

(オ) その他

教育日記帳(ダイアリー)の配付あり。

他に観劇・遊園・レジャー施設・引越・宿泊・ライフサポートサービスなど、一般価格より割引いた価格で利用できる各種あっせん事業も実施している。

《参考・引用文献》

・Diary「福利厚生のおしり」一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会・公立学校共済組合千葉支部